

端末補償サービス利用規約

(本規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社QTnet（以下「当社」といいます。）が提供する「端末補償」サービス（以下「本サービス」といいます。）について定めます。

2 当社と本サービスの契約を締結している者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(契約の単位)

第2条 当社は、第3種コンピューター通信網サービス契約者回線1回線ごとに、1の本サービスの契約を締結します。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第4条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
利用契約	当社から端末補償サービスの提供を受けるための契約。
プラン	端末補償サービスで提供するプラン（端末補償プラン）のこと
修理	機器補償対象機器を修理すること。
代替品提供	機器補償対象機器について、修理が不可能と当社が判断した場合または修理費用が【別紙3】（上限金額および上限回数）に記載の「上限金額」を超える場合、当社が指定する機器ラインナップ（当該機器補償対象機器と同種機器）より契約者が選択した機器を、当社が契約者に対して提供すること。
機器補償	当社が契約者に対し、機器補償対象機器の修理または代替品提供を行うこと。
機器補償対象機器	【別紙1】（端末補償サービスが提供するプランと対象となる機器）に定める条件を満たす機器補償の対象となる機器。
修理費用	修理において必要となる部品代、作業費、修理後の機器補償対象機器の契約者への送料。
代替品提供費用	代替品提供において必要となる当社から契約者に提供する代替品の対価および送料。

用語	定義
機器補償上限金額	【別紙 3】(上限金額および上限回数)に定める、機器補償時における端末補償サービスによる補償の上限金額。
機器補償上限回数	【別紙 3】(上限金額および上限回数)に定める、契約者が機器補償を利用することができる上限回数。
機器補償申請書	機器補償を請求する場合に契約者が当社に提出する書類。
契約者負担金	【別紙 2】(料金表)の「契約者負担金」に定める、機器補償を利用する際に契約者が負担する必要がある料金。
指定配送業者	修理後の機器補償対象機器や代替品の契約者に対する配送業務等を行う、当社が指定する配送業者。
引受対応	当社が、契約者より発送された契約者の機器補償対象機器を受領した上で端末補償サービスの提供を行うこと。
当社委託先	当社が端末補償サービスの運用および提供に係る業務の全部または一部を委託する第三者。

(利用申し込みの方法)

第5条 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。

(申込みの承諾・取消)

第6条 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って審査し承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
- (2) 契約の申込みをした者が第3種コンピュータ通信網サービスのお申込み、又はご契約をされていないとき
- (3) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
- (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(本サービスの利用開始日)

第7条 当社が本サービスを利用するために必要な専用電話番号等を発行した日を利用開始日とします。

(補償対象期間)

第8条 端末補償サービスにおける機器補償の対象となる破損・故障の期間は、前条の利用開始日が属する月の翌々月1日(以下「補償開始日」といいます)から、契約者による解除または当社による契約解除に基づく解除の日までの期間とします。

(利用契約の解除)

第9条 本サービスの契約者が本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した暦月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

(当社が行う利用契約の解除)

第10条 当社は、第11条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。

2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
- (2) 契約者に対する差押え、又は仮差押さえの申し立てがあったとき。
- (3) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。
- (4) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
- (5) 契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときは、この限りではありません。

4 当社は、契約者が第3種コンピュータ通信網サービスの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

(利用停止)

第11条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヵ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(端末補償サービスの終了に伴う機器補償請求の効力)

- 第12条 契約者は、利用契約が終了する日において、当社に対して既に機器補償の請求を行っている場合は、その請求に限り本規約に基づき端末補償サービスを利用することができます。この場合、かかる理由によって生じる契約者負担金等については、本契約の終了にかかわらず、本規約に基づき契約者が支払うものとします。
- 2 契約者が変更申込を行ったことによって当社が端末補償サービスの提供を終了する場合も前項と同様とします。

(端末補償サービスの概要)

- 第13条 当社は、契約者からの申し出に基づき、第14条（修理、代替品提供）に定める機器補償を提供します。

(修理、代替品提供)

- 第14条 当社は契約者に対し、第8条（補償対象期間）に定める期間に機器補償対象機器に発生した故障または破損について、本規約に基づき、第16条（端末補償サービスの請求方法）に基づく契約者の請求に応じて修理または代替品の提供を行います。
- 2 当社は、機器補償対象機器の修理にあたり、純正品以外の部品を使用することがあります。
 - 3 技術的または部品の入手が困難である等の理由から、機器補償対象機器の修理が不可能または著しく困難であると当社が判断した場合、当社は、当該機器補償対象機器の修理を実施する義務を負わないものとします。
 - 4 機器補償対象機器の修理の完了日（修理が完了した機器補償対象機器を契約者が受領した日）を起算日として3ヵ月以内に、当該機器補償対象機器について同一箇所かつ同一事象の故障が発生した場合は、第8条（補償対象期間）に定める契約期間に関わらず、当社の費用負担において再度、修理を行うものとします。
 - 5 第3項に該当する場合または修理費用が【別紙3】（上限金額および上限回数）に定める機器補償上限金額を超える場合、当社は、第15条（端末補償サービスの制限事項）の定めに従い、契約者の承諾をもって代替品提供を行います。なお、契約者が代替品提供に承諾しない場合は、当社は契約者に対して代替品提供の義務を負わないものとします。
 - 6 代替品提供を行う場合、当社は、当社が指定する機器ラインナップの中から契約者が選択した機器を契約者に提供します。なお、当社が指定する機器ラインナップは予告なく

変更する場合があります、変更後は最新の機器ラインナップが適用されます。

- 7 前項に基づき当社が契約者に対して代替品提供を行った場合、当社委託先が契約者から受け取った契約者の機器補償対象機器については、契約者は所有権を当社委託先であるキューアンドエー株式会社に移転するものとし、その後の当該機器補償対象機器の使用処分について異議を申し立てないものとします。

(端末補償サービスの制限事項)

- 第15条 修理において、修理費用が【別紙 3】(上限金額および上限回数)で定める上限金額を超える場合、契約者が、上限金額を超える修理費用を契約者負担金として当社に対して支払うことを了承するときに限り、当社は修理を実施するものとします。
- 2 前項の場合において、契約者は修理に代わり、代替品提供の適用を選択することができます。その場合、代替品提供費用が【別紙 3】(上限金額および上限回数)で定める上限金額を超える場合、契約者は当該上限金額を超える代替品提供費用を契約者負担金として支払うことを了承するときに限り、当社は代替品提供を実施するものとします。
 - 3 当社は、プランごとのサービス利用開始日を起点とする1年ごとに【別紙 3】(上限金額および上限回数)に定める上限回数までに限り、機器補償の提供を行います。

(端末補償サービスの請求方法)

- 第16条 契約者が、本規約に基づく機器補償を希望する場合は、当社が別途指定する専用受付電話番号に電話をすることによって契約者本人から請求を行うものとします。当社がかかる請求を受け付ける時間は、9:00~18:00(12/29~1/3を除く年中無休)とします。
- 2 本規約に基づく機器補償は、当該機器補償の対象となる故障、破損の発生した日を起算日として2ヶ月以内に契約者から請求が行われた場合に限り、実施されるものとします。また、端末補償サービスにおける請求その他問合せ等については、日本語で行われるものとし、それ以外の言語による対応は一切行っておりません。なお、当社が別途指定する専用受付電話番号は、当社が指定するホームページ等によりご確認ください。
 - 3 契約者からの前項に定める請求があった場合、当社は契約者が申告した故障、破損の状況等について、当該請求の際に電話による問診を行います。契約者は当該問診に対し、当社の質問に回答するなど当社による問診に協力するものとします。
 - 4 前項に定める問診の結果、機器補償対象機器に故障、破損が生じていると当社が判断した場合、契約者は当社に対して当社が別に定める機器補償修理等申請書および新規購入日を証明する証憑(保証書、レシート等)を添付して、機器補償対象機器を当社の指定する場所へ送付するものとします。
 - 5 当社は、第2項に定める電話による問診の内容および、前項に基づき契約者から送付された機器補償修理等申請書を踏まえ、前項に基づき契約者から送付された機器補償対象

機器における故障、破損の有無および内容を判断します。

- 6 機器補償の請求があった日から起算して1ヶ月以内に、当社にて機器補償修理等申請書、機器補償対象機器が確認できない場合、その請求は無効とします。ただし、当社または指定配送業者の責めに帰すべき事由による場合はその限りではありません。
- 7 次の各号に該当する場合については、当社は本規約に基づく機器補償を提供しません。ただし、第26条（料金）第4項に定める契約者負担金の支払いを要します。
 - (1) 対象機器に機器補償対象となる故障、破損が生じていると当社が確認できない場合。
 - (2) 機器補償修理等申請書の内容と契約者から受領した機器補償対象機器における実際の故障、破損の状況が異なる場合。

（修理、代替品提供）

- 第17条 修理、代替品提供またはこれらにおける配送に関し、当社が契約者と連絡が取れない場合や、当社または指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、当社が契約者に発送した、修理が完了した機器補償対象機器、代替品について、契約者による受領が完了しない場合、契約者に連絡をした日もしくは、当該機器等の発送日から1ヶ月経過した日をもって、当社は修理、代替品提供を完了したものとみなします。
- 2 前項の定めるところにより、当社による修理、代替品提供が完了したものとみなされる場合、当社が発送した機器補償対象機器、代替品が契約者により受領されなかった結果、当社に返送された場合、これらの機器等については、契約者はその所有権を当社委託先であるキューアンドエー株式会社に移転し、当社が自由に使用処分することができるものとします。

（送料等）

- 第18条 引受対応に係る機器補償対象機器の発送については、契約者の責任と費用負担により行うものとします。

（機器補償の対象外）

- 第19条 【別紙 6】（サービス対象外の故障、破損、不具合等）に定める各号のいずれかに該当する場合、または第34条（利用に係る契約者の義務）に定める事項を契約者が履行しないと当社が判断した場合、契約者は本契約による機器補償の提供が受けられないものとします。

（対象機器の内部データ）

- 第20条 契約者が修理または代替品提供を受ける場合、当該端末補償サービスの対象となる機器補償対象機器および付属品等に記録されたデータ等について、契約者は自己の責任のもとバックアップおよび消去等を実施するものとし、当社は当該データ等につ

いて一切の責任を負いません。

(機器補償のキャンセル)

第21条 契約者が第16条(端末補償サービスの請求方法)に基づき機器補償の請求を行った場合でも、機器補償対象機器の修理が開始されていない、代替品を選定していない場合において、契約者は当該請求をキャンセルすることができます。この場合、キャンセルされた請求について【別紙3】(上限金額および上限回数)に定める上限回数には含まれません。ただし、第26条(料金)第4項に定める契約者負担金の支払いを要します。なお、機器補償の請求がキャンセルされた場合であっても、当該キャンセルの時点までに当社が行った診断作業によって機器補償対象機器の状態が受領時から変化する場合がありますが、当社はこれによる責任を一切負いません。

- 2 修理費用、代替品提供費用が【別紙3】(上限金額および上限回数)に定める上限金額を超過する場合において、契約者がその超過金額の負担を了承しないときは、機器補償の請求のキャンセルとして扱い、契約者は、第26条(料金)第4項に定める契約者負担金の支払いを要します。
- 3 機器補償の請求後、当社が対象機器を受領した後に、機器補償対象機器の修理が開始されていない、代替品を選定していない場合において、当社が契約者と3ヶ月連絡が取れない場合は、機器補償の請求のキャンセルとして扱い、契約者は、第26条(料金)第4項に定める契約者負担金の支払いを要します。
- 4 代替品提供を実施する場合において、契約者による代替品提供の請求から2ヶ月を経過してもなお、代替品の選択を頂けない場合は、機器補償の請求のキャンセルとして扱い、契約者は、第26条(料金)第4項に定める契約者負担金の支払いを要します。

(商用利用の禁止)

第22条 契約者は、端末補償サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的として利用することはできません。

(著作権等)

第23条 端末補償サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(有体物に限られず、本規約、当社のホームページ、当社から配信されるメールマガジン等を含みます。)に関する著作権、特許権、商標権、およびノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項に定める当社から契約者に対して提供する一切の物品を以下の通り取り扱うものとします。

(1) 端末補償サービスの利用目的以外に使用しないこと。

- (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
- (3) 第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(利用停止)

第24条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヵ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。
- 3 利用を停止している間においても、【別紙2】に定める契約者負担金は発生します。

(端末補償サービス提供の終了)

第25条 当社は、端末補償サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難と判断した場合は、端末補償サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が端末補償サービスの提供を終了し、端末補償サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、端末補償サービスの提供を終了する日を契約者に通知した上、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(料金)

第26条 端末補償サービスの契約者負担金は【別紙2】に定めます。

- 2 契約者は、第8条に定める期間において、【別紙2】に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 3 月額利用料については日割料金はありません。
- 4 契約者は、第16条（端末補償サービスの請求方法）の定めに従って機器補償を当社に請求した時点より、当社に対して契約者負担金の支払義務を負います。機器補償・修理等申請書を当社に提出した後に、当該請求をキャンセルした場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は、【別紙2】に定める契約者負担金を支払うものとします。
- 5 当社は、端末補償サービスの契約者負担金を改定する場合があります。料金改定を行う場合は、本規約の変更に該当し、第3条（本規約の変更）の規定を適用します。

(料金の支払い)

第27条 契約者は、前条の料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

(端数処理)

第28条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(延滞利息)

第29条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(債権の譲渡)

第30条 当社は当社委託先であるキューアンドエー株式会社に当社が有する契約者に対する料金その他の債権を譲渡することがあります。契約者は当該譲渡について、本規約に同意することをもって予め異議なく承諾するものとします。なお、当社およびキューアンドエー株式会社は、当該譲渡に関し、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 契約者は、当社が前項に基づきキューアンドエー株式会社に債権を譲渡する場合において、契約者の氏名、住所等の債権の回収に必要な情報を当社がキューアンドエー株式会社に提供する場合があること、また、当社がキューアンドエー株式会社から契約者による当該譲渡した債権の支払状況について情報提供を受ける場合があることをあらかじめ同意するものとします。

(相殺の禁止)

第31条 契約者は、端末補償サービスに係るいかなる債務について、当該契約者が当社に対して有する債権と相殺できないものとします。

(免責事項)

第32条 当社は、端末補償サービスの提供に際し、当社の責に帰すべき事由により契約者に

損害を与えたときは、当社の故意または重大な過失による場合を除き、契約者が直接被った損害額を上限として、当該契約者の損害を賠償します。

- 2 当社は、端末補償サービスの付随的損害または間接的損害（本契約に基づく端末補償サービスの提供の遅延により生じたもの）に対する一切の責任を負いません。
- 3 端末補償サービスにおける修理または代替品提供は、電話による問診、修理または代替品提供によっても、機器補償対象機器の故障または破損の完全な解消等を保証するものではありません。

（個人情報の取扱）

第33条 本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

- 2 当社は契約者から提供された個人情報及び【別紙7】（取得するパーソナルデータ）に定める範囲に限る情報（以下「パーソナルデータ」といいます）を取得および保管し、本サービス履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

（利用に係る契約者の義務）

第34条 当社が端末補償サービスの提供に必要な協力を契約者に求めたときは、契約者は当社に対し以下に定める協力を行うものとします。

- (1) 機器補償対象機器における契約者のIDやパスワード等の提供。
 - (2) 前号に定める他必要な情報（操作説明書等を含みます）の提供。
 - (3) 機器補償対象機器等に機密情報がある場合における、端末補償サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置または消去等の実施。
 - (4) 依頼者が契約者本人であることの証明。
 - (5) その他、端末補償サービスの提供のために当社が必要と認める事項の実施。
- 2 前項の他、契約者は以下の各事項について順守するものとします。
- (1) 契約者は、当社または第三者の財産権（知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、その他の一切の権利を侵害しないこと。
 - (2) 契約者は、端末補償サービスを違法または不適切な目的で利用しないこと。
 - (3) 契約者は、第三者になりすまして端末補償サービスを利用しないこと。
 - (4) 契約者は、端末補償サービスおよびその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (5) 契約者は、法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (6) 契約者は、端末補償サービスの専用受付電話番号の適正な管理に努めること。
 - (7) 契約者は、その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

(法令に規定する事項)

第35条 端末補償サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第36条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

(合意管轄)

第37条 本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(ネット安心パック)

第38条 「ネット安心パック」対象サービスの合計金額が 770 円以上の場合は、ご請求金額は 770 円となります。(対象サービスの合計金額が 770 円未満の場合は、対象サービスの合計金額となります)

(くらし安心パック)

第39条 「くらし安心パック」対象サービスの合計金額が 990 円以上の場合は、ご請求金額は 990 円となります。(対象サービスの合計金額が 990 円未満の場合は、対象サービスの合計金額となります)

【別紙 1】（端末補償サービスが提供するプランと対象となる機器）

プラン名	機器補償対象機器
端末補償プラン	パソコン タブレット端末（iPad、Android 等） ルーター、ゲーム機、家庭用プリンター、外付け HDD、 AI スピーカー

※注意事項

- ・対象機器の事前登録は必要ありません。
- ・個人（個人事業主は含みます。）で使用されている家庭用機器のみを対象とし、法人等事業用に使用されている機器は対象外とします。
- ・その他、対象機器の条件については【別紙 4】（対象機器の条件）に定める通りとします。
- ・パソコンは、デスクトップ型、ノートブック型、タブレット型のいずれかに該当し、当社が別途定めるものとします。
- ・修理または代替品提供において、携帯電話通信会社などより販売され、当社において修理ができないタブレット端末は対象外とします。
- ・修理または代替品提供において、携帯電話やスマートフォン、機器補償対象機器の付属品（AC アダプタ、ケーブル、マウス、キーボード、リモコン等）、消耗品（バッテリー、インク、記憶媒体等）は対象外です。ただし、デスクトップ型のパソコンに付属する液晶モニタは本体の一部とみなし、対象とします。
- ・修理または代替品提供において、外付け HDD、ゲーム機、家庭用プリンタ、AI スピーカーは、本契約に係る当社接続サービスに直接またはパソコン等を介して間接的に接続が可能であるものとします。

【別紙2】(料金表)

契約者 負担金	月額利用料	550 円
	上限金額超過額	修理、代替品提供において、【別紙3】(上限金額および上限回数)に記載の上限金額を超える場合の超過金額
	送料	機器補償対象機器を当社の指定する場所へ送付する送料、および契約者都合により請求をキャンセルした場合の送付済み機器の返送料
	手数料	5,500 円 機器補償の請求キャンセルに伴う手数料

※契約者は、契約者負担金のうち、引受対応における機器補償対象機器、代替品の受け取りに関しては、指定配送業者等に対して支払うものとします。

【別紙 3】（上限金額および上限回数）

上限金額 （税込）	パソコン：50,000 円 タブレット端末：30,000 円 ルーター：30,000 円 ゲーム機：30,000 円 家庭用プリンター：30,000 円 外付け HDD：30,000 円 AI スピーカー：30,000 円
上限回数	2 回／年

※注意事項

- ・ 上限金額は、機器補償の請求 1 回における上限金額となります。
- ・ 上限金額の適用は、契約者が所有する機器補償対象機器の端末種類によります（修理、代替品提供後の機器の端末種類ではありません）。
- ・ 上限金額に満たない場合でも、次回以降の端末補償サービス利用時へ繰り越されることはありません。
- ・ 上限回数は補償開始日を起算日とした 1 年ごとにおける、契約者が機器補償を利用できる回数を表します
- ・ 修理の提供にあたり上限金額を超える金額が掛かることが判明した場合に、上限金額を超えない範囲での修理を行い、その機器を契約者に返送する等の対応は致しません。

【別紙4】(対象機器の条件)

機器補償は、以下に定める条件全てに合致するものとして当社があらかじめ認めている機器であることとします。

- ・日本国内で販売されたメーカー純正品であること。
- ・日本国内で購入、および修理可能なもの。
- ・自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書きにしたがった正常な使用状態のもとで発生した電氣的・機械的故障）、水没、落雷、または落下による故障であること。
- ・自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書きにしたがった正常な使用状態のもとで発生した電氣的・機械的故障）による機器補償の請求については、次のいずれかの日から60ヶ月を経過していないもの。
 - (1) 契約者が当社に対して提示する機器補償対象機器の新品としての購入を証明する、当社が認めた証憑（保証書、レシート等）に記載された購入日。
 - (2) 当社が(1)で購入日を確認できない場合において、機器補償対象機器の発売日またはそれに相当すると当社が判断した日。
- ・契約者が当社から提供を受ける第3種コンピューター通信網サービス契約者回線が敷設された建物内において、その回線に接続され使用されていること。
- ・契約者または同居の親族が所有および使用するものであること。
- ・契約者が当社から提供を受ける第3種コンピューター通信網サービス契約者回線が敷設された居宅内において、故障したものであること。
- ・契約時点において正常に動作し、不具合を生じていないこと。
- ・レンタル、リースなどの貸借の目的になっていないこと。
- ・過去に当該機器のメーカー修理拠点以外で修理、加工、改造（パソコンはメモリ増設を除く）されたものではないこと。
- ・違法な拾得物、第三者による紛失または盗難等の犯罪の被害に遭ったものではないこと。

【別紙5】（当社が別に定めることとする事項）

第4条（用語の定義）、第16条（端末補償サービスの請求方法）第4項における当社が別に定める機器補償修理等申請書は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が別に定める 機器補償修理等申請書	機器種別、メーカー名、製品名または型番などの当社が機器を特定できる情報、新品としての機器購入日、機器購入先、機器補償対象機器に故障、破損が発生した状況、依頼内容等を申告する様式。

【別紙6】（サービス対象外の故障、破損、不具合等）

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、端末補償サービスの対象外といたします。

- ・ 機器補償対象機器の、機器補償の対象となる故障または破損以外の損害。
- ・ メーカー保証や第三者が提供する延長保証、その他の保険で請求可能な損害。
- ・ 機器補償対象機器のメーカーがリコール宣言を行った後の、リコール原因となった部位に係る故障または破損。
- ・ 機器補償対象機器の修理・清掃・解体・組み立て等の作業上の過失によって生じた損傷、および不適切な設置、修理、加工、改造（シリアルナンバーの除去、プリンタの純正品以外のトナー利用および改変を含む。ただしパソコンの場合はメモリ増設を除く。）により生じた故障または破損。
- ・ 機器補償対象機器の輸送中に生じた故障または破損。
- ・ 屋外での利用により生じた故障または破損。
- ・ 日本国外で生じた故障または破損。
- ・ 自然消耗、サビ、カビ、むれ、腐敗、劣化、変質、変色、異物混入、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障または破損。
- ・ かき傷・擦り傷・剥離・ゆがみなど使用上支障のない外観の傷その他類似の不具合。
- ・ 通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合。
- ・ 部品の一部または全体が物理的に欠損している場合。
- ・ メーカー・型番・製造番号の確認が取れない機器の故障または破損。
- ・ 3G、4G、LTE 等の携帯データ通信など、第3種コンピューター通信網サービス契約者回線に関係しないデータ通信機能の不具合。
- ・ バッテリー、電池等の付属品、消耗品に生じた不具合、故障または破損。
- ・ 消耗品、有寿命部品の消耗、寿命に起因する不具合、故障または破損。
- ・ 機器補償対象機器の装飾品、付属品類、周辺機器（機器補償対象機器のケーブル・アダプター、パソコンのマウス・キーボード類を含む）、ソフトウェア、アクセサリ、消耗品等本体以外の付属品に単独で生じた故障または破損。
- ・ フロッピーディスク、USB メモリ、CD-R、DVD などの記憶媒体に単独で生じた故障または破損。
- ・ SIM カードに関連する不具合、故障または破損。
- ・ コンピュータウイルス、データの損失もしくは破損またはソフトウェアおよびオペレーティングシステムに起因する故障または破損。
- ・ 全てのソフトウェア（カスタマイズされたまたは契約者の保有しているソフトウェア含む）、および誤作動のソフトウェアまたは不良ソフトウェアであると確認された全てのソフトウェアのエラーに起因する故障または破損。
- ・ 機器補償の請求にあたり、機器補償対象機器の新規購入日を証明する証憑（保証書、レ

シート等) が改ざんまたは改変された場合。

- 機器補償の請求にあたり、機器補償・修理等申請書の提示がない場合または改ざんまたは改変された場合。
- 天災（地震、噴火、風災、津波、洪水および塩害を含むがこれに限らない）または不可抗力により生じた故障または破損。
- 戦争、侵略もしくは外敵の行為、対立、氾濫、暴動、ストライキ、労働争議、ロックアウトまたは内戦に起因する故障または破損。
- 国または地方公共団体による公権力の行使（差押および押収を含むがこれらに限らない）に起因する故障または破損。
- 放射性、爆発性そのほかの危険性核燃料物質（使用済み核燃料を含む）もしくは核燃料物質に汚染された物質（核分散産出物を含む）に起因またはこれらの性質による事故に起因する故障または破損。
- 盗難、紛失・置忘れ、詐欺・横領および第三者の加害行為に起因する故障または破損。
- 火災、破裂、爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由に起因する故障または破損。
- 機器補償対象機器について取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載の注意書等がある場合に、当該取扱説明書または注意書等に従わないことに起因する故障または破損。
- 契約者の故意または重大な過失に起因する故障または破損。
- 機器補償の請求時において、支払期限を経過してもなお、契約者からの支払いが確認できない利用料金（当社が提供するほかの利用規約に係る利用料金を含む）がある場合。

【別紙7】（取得するパーソナルデータ）

契約者は当社が端末補償サービスを提供する際に、故障機器等が機器補償対象機器であることを確認するために下記のパーソナルデータを取得・利用することに同意いただく必要があります。

取得するパーソナルデータ

ハードウェア情報	メーカー名／モデル名／型番／機器種別 電源オン・オフ状態／エラー情報／故障情報等の機器に保持されているログ等
ソフトウェア情報	オペレーションシステムに関連する情報（OS名、バージョン等）

附則

（実施期日）

本規約は2020年11月1日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は2021年4月1日から実施します。